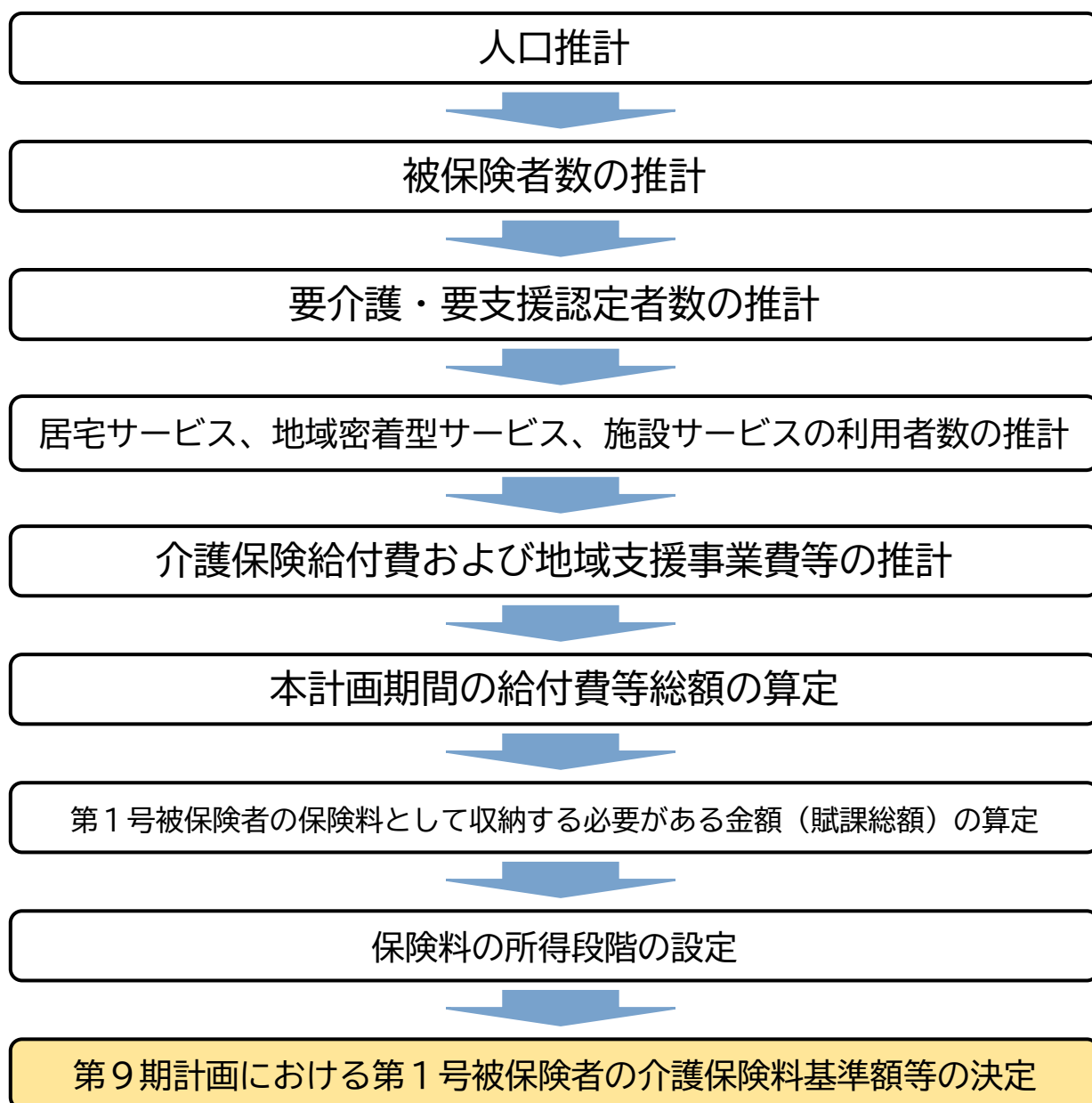


第6章 介護保険料の設定と利用者負担の軽減

第1節 介護保険料設定の手順

第9期計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）における第1号被保険者の介護保険料は、以下の手順に沿って算出しました。

介護保険料設定の手順



第2節 介護保険料の設定

1 第9期計画の財源構成

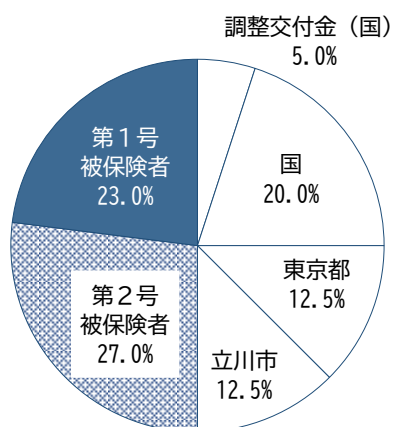
(1) 保険給付の財源

保険給付の財源は、基本的に50%を公費（国・都・市）で負担し、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者から徴収する介護保険料で賄われています。

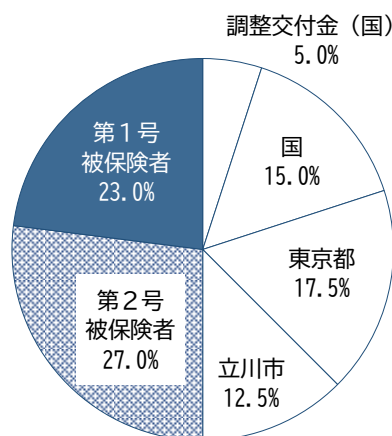
また、保険給付のうち、居宅給付費に係る公費分の負担割合は、国が25%、都と市が12.5%となりますが、施設等給付費については、国が20%、都が17.5%、市が12.5%の負担となります。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっており、第9期計画の3年間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と定められています。

【居宅給付費】



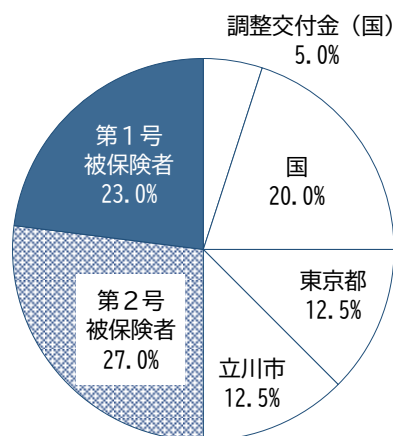
【施設等給付費】



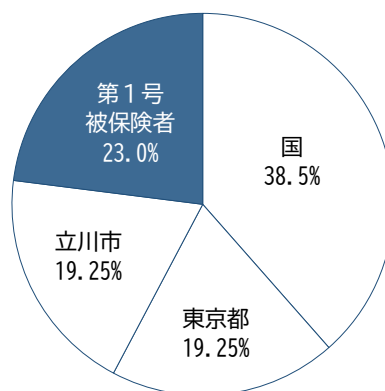
(2) 地域支援事業の財源

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業*については保険給付と同様の財源構成となりますが、包括的支援事業や任意事業については第2号被保険者の負担はなく、国が38.5%、都と市がそれぞれ19.25%を負担し、残りの23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することになります。

【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】



2 保険料の所得段階の設定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別の定額保険料を設定しており、国が示す標準段階から、市町村の状況によって、多段階化や保険料率の変更が可能となっています。

第9期計画においては、国は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図る方針を示しています。このため、本市では、国が示した標準段階をさらに多段階化し17段階の設定にすることで、低所得者の保険料の最終乗率のさらなる引下げを行います。

第8期〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕		
所得段階	対象者	乗率
第1	生活保護被保護者、中国残留邦人等の支援給付受給者、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.47
	軽減措置後（最終乗率）	0.27
第2	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.60
	軽減措置後（最終乗率）	0.35
第3	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.66
	軽減措置後（最終乗率）	0.61
第4	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（世帯に住民税課税者がいる）	0.83
第5	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超（世帯に住民税課税者がいる）	1.00
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.15
第7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.28
第8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50
第9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.62
第10	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.88
第11	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.16
第12	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.30
第13	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	2.45
第14	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上	2.60

第9期〔令和6（2024）～令和8（2026）年度〕		
所得段階	対象者	乗率
第1	生活保護被保護者、中国残留邦人等の支援給付受給者、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.437
	軽減措置後（最終乗率）	0.267
第2	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.547
	軽減措置後（最終乗率）	0.347
第3	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.610
	軽減措置後（最終乗率）	0.605
第4	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（世帯に住民税課税者がいる）	0.829
第5	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超（世帯に住民税課税者がいる）	1.000
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.200
第7	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300
第8	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500
第9	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700
第10	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900
第11	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100
第12	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300
第13	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.400
第14	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.583
第15	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.781
第16	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.000
第17	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.249

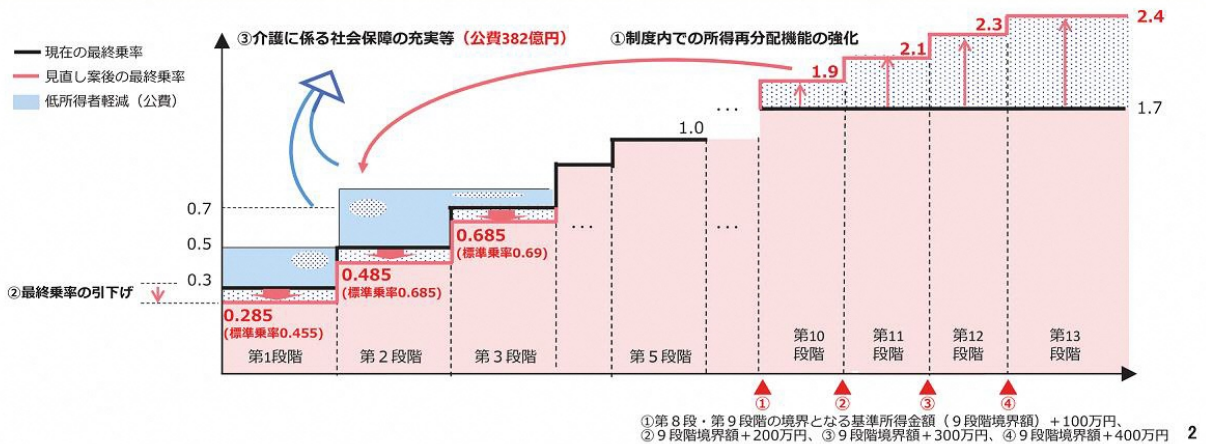
社会保障審議会 介護保険部会（第110回）資料1「給付と負担について」より

第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

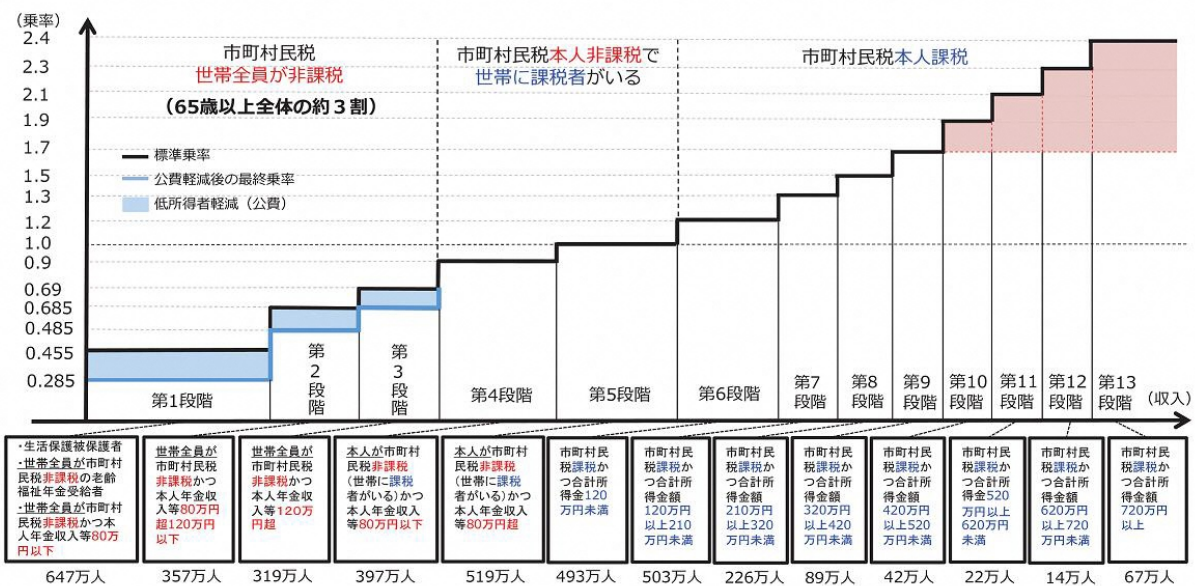
（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○ 今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

3 保険料基準額

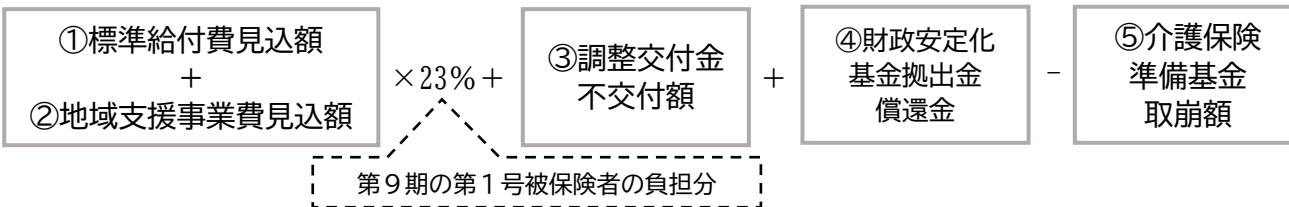
(1) 基準額の算定

基準額とは、各所得段階における保険料を決める基準となる金額です。保険者（市区町村）によって、必要な給付費等の金額や 65 歳以上の人数等が異なるため、基準額も保険者（市区町村）ごとに異なります。年額基準額は、計画期間中（3 年間）に必要な標準給付費と地域支援事業費の見込額を推計し、下記の式で算定します。

$$\text{基準額（年額）} = \text{A 保険料収納必要額} \div \text{B 保険料予定収納率} \div \text{C 延べ第 1 号被保険者数}$$

< A 保険料収納必要額 >

第 9 期計画期間中に保険料として収納しなければならない額を指します。当額は、下記の式で算定を行い、別途、標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、調整交付金*不交付額、財政安定化基金*拠出金・償還金、介護保険準備基金*取崩額の推計が必要となります。



項目	金額（千円）	算出方法等
① 標準給付費見込額	43,795,159	第 9 期計画期間中の介護保険サービスに係る標準給付費を推計します。(180 ページ)
② 地域支援事業費見込額	2,551,172	標準給付費と同様に地域支援事業費を推計します。(180 ページ)
③ 調整交付金不交付額	446,992	国の調整交付金の交付割合は原則として 5% ですが、75 歳以上の高齢者数や所得階層の割合等で増減するため、第 9 期計画期間における不交付の割合（5%－交付割合）を見込んだ上で、不交付額を推計します。 〔計算式〕 = (①+②) × 不交付割合
④ 財政安定化基金拠出金・償還金	0	第 9 期計画期間においては、財政安定化基金への拠出金は必要なく、償還金もありません。
⑤ 介護保険準備基金取崩額	950,000	第 8 期までの計画期間における第 1 号被保険者保険料の剰余金（介護保険準備基金）の一部を取り崩して第 9 期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制します。

上記によって算出される保険料収納必要額は、10,156,658 千円となります。

< B 保険料予定収納率 >

特別徴収は 100%と見込み、普通徴収は過去の実績により見込みます。第 9 期計画では第 8 期までの実績により、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率を、98.8%と見込みます。

<C 延べ第1号被保険者数>

第9期計画期間中に保険料を負担いただく延べ第1号被保険者数
(保険料弾力化後所得階層別補正後人数)を推計します。
第9期計画では、138,548人となります。

上記により、第1号被保険者保険料基準額は、

〔年額〕	74,100円	(第8期)	70,500円)
〔月額〕	6,183円	(第8期)	5,880円)

となります。

(2) 令和12(2030)年度、令和22(2040)年度の保険料基準額の推計

第9期計画においては、中長期的な介護需要、サービスの種類ごとの量の見込やそのために必要な保険料水準を推計することとされていることから、前述と同様の手順により、下記のとおり推計を行っています。

〔令和12(2030)年度の介護保険料基準額の推計額

〔年額〕91,300円

〔月額〕7,610円

〔令和22(2040)年度の介護保険料基準額の推計額

〔年額〕103,900円

〔月額〕8,661円

※上記の推計額は、介護保険準備基金の取り崩し等を含まない金額になります。

【参考】介護保険料(月額)の推移

保険料基準額(月額)			立川市	全国平均
第1期	(平成12~14年度)	(2000~2002年度)	3,158円	2,911円
第2期	(平成15~17年度)	(2003~2005年度)	3,418円	3,293円
第3期	(平成18~20年度)	(2006~2008年度)	4,197円	4,090円
第4期	(平成21~23年度)	(2009~2011年度)	4,184円	4,160円
第5期	(平成24~26年度)	(2012~2014年度)	4,967円	4,972円
第6期	(平成27~29年度)	(2015~2017年度)	5,880円	5,514円
第7期	(平成30~令和2年度)	(2018~2020年度)	5,880円	5,869円
第8期	(令和3~5年度)	(2021~2023年度)	5,880円	6,014円
第9期	(令和6~8年度)	(2024~2026年度)	6,183円	-

4 所得段階別保険料

保険料基準額に基づく、第9期計画期間〔令和6（2024）～令和8（2026）年度〕の所得段階別の保険料は次のようになります。

所得段階	対象者	保険料率	第9期保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護被保護者 ● 中国残留邦人等の支援給付受給者 ● 住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ● 世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 	0.267	19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.347	25,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.605	44,800円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（世帯に住民税課税者がいる）	0.829	61,500円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超（世帯に住民税課税者がいる）	1.000	74,100円 （基準額）
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	89,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	96,400円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	111,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	126,100円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	140,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	155,800円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	170,600円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.400	178,000円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.583	191,600円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.781	206,300円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.000	222,500円
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.249	241,000円

※ 合計所得金額とは

- ① 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です（扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です）。土地売却等に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除金額を控除した金額を用います。ただし、本人が住民税非課税の場合は下記②を適用します。
- ② 本人が住民税非課税の場合は、上記①で求めた金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、そこから更に10万円（「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に「所得金額調整控除」を加えた上で10万円）を控除した金額を用います。

5 保険料の軽減

（1）公費負担による軽減

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、保険給付費の5割の公費負担に加えて、別枠で公費（財源は国が1/2、都と市が1/4）を投入し、低所得者の保険料負担の軽減強化を図っています。

第9期計画期間〔令和6（2024）～令和8（2026）年度〕においても、消費税増税分を財源として、第1段階から第3段階保険料率の引き下げを行います。

（2）保険料設定の弾力化による軽減

介護保険料については、従来から負担能力に応じた負担を求めるため、本市では国が示した標準段階をさらに多段階化した所得段階を設定しています（保険料設定の弾力化）。

第9期計画期間〔令和6（2024）～令和8（2026）年度〕においては、国が示した13段階をさらに多段階化し17段階の設定としています。

このような設定を行うことにより、低所得者に対して国基準より低い最終乗率を設定し、結果的に介護保険料の軽減を図ることにしています。

第3節 利用者負担の軽減

1 介護保険制度上の軽減制度

(1) 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割の金額を、利用料として自己負担していただきますが、1か月に支払った利用者負担額が所得に応じた限度額を超えたときは、「高額介護サービス費」として超えた分を申請により支給します。

また、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給します。なお、対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費や住宅改修費の負担額、施設に入所・入居した場合などの食費、居住費等は含まれません。

(2) 高額医療合算介護サービス費の支給

医療費が高額になった場合には、加入している医療保険から「高額療養費」が支給され、介護保険のサービス費が高額になった場合には前述のとおり「高額介護サービス費」が支給されますが、それぞれの限度額を適用した後、さらに両方の負担額の1年間（8月～翌年7月）の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合には、「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分を申請により支給します。

(3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）に入所・入院された場合や、短期入所サービスを利用した場合の食費や居住費等については、原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じて補足給付として「特定入所者介護サービス費」を支給します。

特定入所者介護サービス費は、介護保険からサービスを提供した施設等に直接支払われることになり、利用者は食費・居住費等として、所得に応じて決定される負担限度額までの金額を、施設等に支払うこととなります。

2 その他の軽減制度

(1) 介護保険サービス利用料の負担軽減制度（市制度）

介護保険サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割の金額を、介護保険サービスの利用料として自己負担していただきますが、経済的事情等により生活困窮状態となっていて、利用料の支払いが困難であることを理由に介護保険サービス利用ができない方のために、本市独自の制度として、自己負担額を軽減する制度を設けています。

対象者は、収入や資産などが一定基準以下であり、世帯全員（同住所別世帯を含む）が住民税非課税の方（生活保護受給者を除く）で、他に資金的援助ができる方がいない被保険者となり、介護保険サービスを利用した場合の自己負担額の70%または100%を軽減します。

(2) 生計困難者等に対する介護保険利用者負担軽減制度（国・都制度）

低所得で生計が困難である方や生活保護受給者について、国や都、市が一定の負担をすることにより、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者の自己負担額を軽減する制度を設けています。

対象となるサービスの利用料のほか、施設などに入所した場合の食費、居住費等の4分の1を軽減しますが、生活保護受給者については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の個室を利用した場合の居住費等を対象に軽減します。

なお、本市では、前述の「介護保険サービス利用料の負担軽減制度」によって、生活保護受給者以外の方については軽減が図られていますので、生計困難者等に対する介護保険利用者負担軽減制度で軽減を受けることになる方は、現在のところ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の個室を利用した生活保護受給者のみになります。